

令和5年2月17日

職員の懲戒処分について

国立大学法人福井大学職員懲戒規程に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者の役職等

学内共同教育研究施設等（松岡地区）教授（女性・60代）

2. 処分年月日

令和5年2月17日

3. 処分の内容

減給

4. 事案の概要

被処分者は、査読審査プロセスにおいて、査読者からの査読コメント案の作成依頼に基づき、その不当性を深く考慮せずに受諾し、共著者に査読コメント案の作成を指示し、作成された査読コメント案を査読者に送付した。

これらの行為は、科学者としての行動規範及び研究者倫理から逸脱したものであり、査読審査プロセスにおける不適切な行為（査読操作）であると判断した。

【処分の公表に際して】

本学職員によるこのような行為につきましては、極めて遺憾であり、大学における研究に対する信頼を失墜させ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを心より深くお詫び申し上げます。

本学といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなことを起こさないよう、研究活動において科学者に求められる研究倫理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

国立大学法人福井大学長
上田孝典